

令和2年8月3日

株式会社 レリアン  
代表取締役社長 小谷 建夫

### 公正取引委員会の勧告に関するご報告

令和2年2月14日にご報告申し上げましたとおり、当社は、公正取引委員会より、下請事業者との取引について、下請代金支払遅延等防止法（下請法）に違反したとして、同法に基づく勧告を受けました。

この勧告に従い当社は、下請事業者に対する返還金の支払い及び下請事業者に返品していた商品の引き取りを完了いたしました。

下請法違反予防対策につきましては、役職員への下請法研修・教育を実施するとともに、毎年実施するコンプライアンス研修に毎回下請法に関する内容を取り上げることでコンプライアンス徹底を図ります。

業務改善につきましては、仕入部門及び管理部門でのダブルチェック体制による管理強化を図りました。

また、下請事業者との取り組みにつきましては、下請法に則り両者で取引基本契約を新たに締結し、当社から下請事業者の下請法第3条書面を交付いたしました。

上記のとおり勧告に係る原状回復及び改善措置を実施いたしましたので、本日、公正取引委員会に対し、改善報告書を提出いたしました。

この度は、お客様、お取引先様をはじめ関係先の皆様方に対し、大変なご迷惑とご心配をお掛けしたこと誠に申し訳なくお詫び申し上げます。

当社は、企業理念とする「三方よし」並びに企業行動指針「すべてはお客様のために」を謙虚な姿勢で見つめ直し、今後、同様な事案が生じないよう全社をあげてコンプライアンス徹底に励んでまいりますので、変わらぬご愛顧、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上